

警察庁長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）の設置について

1 趣旨

警察庁では、サイバー空間の脅威には部門を越えた対応が今後より一層求められるとの認識の下、この度、長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）を設置することにより、サイバー空間をめぐる数多くの困難な問題に対して戦略的かつ全庁的な対応を強化することとした。

2 当面の取組

長官官房審議官（サイバーセキュリティ戦略担当）は、サイバーセキュリティをめぐる様々な課題や政府における「情報セキュリティ 2 0 1 2」の策定を踏まえ、長官官房技術審議官との連携の下、当面、次の 4 つの事項について、施策を重点的に検討・推進することとする。

国民生活を脅かすサイバー犯罪への対処能力の向上

国の重要な情報やシステムを標的としたサイバー攻撃への対処能力の向上

国際連携の強化

情報通信技術の高度化や法改正を踏まえた解析体制・執行力の確保

3 設置年月日

平成 2 4 年 7 月 4 日（水）